

令和7年度決算における健全化判断比率等の概要

『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』（平成 19 年法律第 94 号）に基づき、令和 7 年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

令和 7 年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率は、国の定めた早期健全化基準及び経営健全化基準を下回る結果となりました。これは、本市の財政状況及び公営企業の経営状況が健全であることを示します。

《健全化判断比率》

	松戸市の比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— %	11.25%	20.00%
連結実質赤字比率	— %	16.25%	30.00%
実質公債費比率	2.4%	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	23.1%	350.0 %	

《資金不足比率》

特別会計の名称	松戸市の比率	経営健全化基準
水道事業会計	— %	20.0%
病院事業会計	— %	
下水道事業会計	— %	
公設地方卸売市場事業 特別会計	— %	
松戸都市計画事業新松戸駅 東側地区土地地区画整理事業 特別会計	— %	
相模台地区土地地区画整理 事業特別会計	— %	

備 考

※ 松戸市の比率欄の実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率は、赤字及び資金不足は生じていないため、「—%」で表示しています。

『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』の概要

I 健全化判断比率等の公表

毎年度、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会

に報告し、公表しなければなりません。

Ⅱ 財政の早期健全化

健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て財政健全化計画を定め、公表しなければなりません。

Ⅲ 公営企業の経営健全化

資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て経営健全化計画を定め、公表しなければなりません。

Ⅳ 財政の再生

再生判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率）のいずれかが財政再生基準以上の場合には、議会の議決を経て財政再生計画を定め、公表しなければなりません。この場合、地方債の発行が制限されます。

Ⅴ その他

財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画を定める場合には、外部監査を実施しなければなりません。

《健全化判断比率等の対象範囲》

地方公共団体	一般会計等	一般会計		実質赤字比率		連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
	公営事業会計	国民健康保険特別会計		資金不足比率					
		松戸競輪特別会計							
		駐車場事業特別会計							
		介護保険特別会計							
		後期高齢者医療特別会計							
	公営企業会計	法適用企業	水道事業会計	会計ごとに算定					
			病院事業会計						
			下水道事業会計						
		法非適用企業	公設地方卸売市場事業特別会計						
			松戸都市計画事業 新松戸駅東側地区 土地区画整理事業特別会計						
	相模台地区 土地区画整理事業特別会計								
	一部事務組合 ・広域連合	北千葉広域水道企業団							
千葉県市町村総合事務組合									
千葉県後期高齢者医療 広域連合									
地方公社・ 第三セクター等		千葉県信用保証協会ほか							

各判断比率の説明

1. 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字が地方公共団体の標準的な一般財源の規模を表す標準財政規模に対する割合を指標化し、一般会計等における財政運営の悪化の度合いを把握するものです。

松戸市の令和7年度決算における実質赤字比率は、赤字が生じていませんので実質赤字比率欄は「－％」で表示しています。

なお、参考といたしまして（ ）内に黒字額の割合を△で表示しました。

○ 算定基礎数値

(単位：千円)

区 分	金 額
歳入歳出差引額	8,963,041
翌年度へ繰り越すべき財源	2,643,126

実質収支額	6,319,915
標準財政規模	101,126,448
実質赤字比率	— % (△6.24%)

○ 算定式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

2. 連結実質赤字比率

全ての会計を対象に赤字額と黒字額を合算して、地方公共団体全体の赤字額の標準財政規模に対する割合を指標化し、地方公共団体全体として赤字の深刻度を把握するものです。

地方公共団体の会計は、地方税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計のほか、料金収入を主な財源として事業を実施している水道、病院、下水道など各種の公営事業会計があります。

一般会計が黒字であっても、他の会計に料金収入等で解消できない赤字があれば、一般会計で対処することとなるため公営事業会計の経営状況が一般会計に与える影響を捉える必要があります。

松戸市の令和7年度決算における連結実質赤字比率は、赤字が生じていませんので連結実質赤字比率欄は「－％」で表示しています。

なお、参考といたしまして（ ）内に連結黒字額の割合を△で表示しました。

○ 算定基礎数値

(単位：千円)

会 計 名	実質収支額又は 資金剰余額
一般会計	6,319,915
国民健康保険特別会計	800,877
介護保険特別会計	1,630,379
後期高齢者医療特別会計	285,398
駐車場事業特別会計	100,168
松戸競輪特別会計	1,866,553
水道事業会計	912,576
病院事業会計	4,433,958
下水道事業会計	3,462,714
公設地方卸売市場事業特別会計	3,508
松戸都市計画事業新松戸駅東側地区 土地区画整理事業特別会計	1,000
相模台地区土地区画整理事業特別会計	1,000
連結実質赤字額	△19,818,046
標準財政規模	101,126,448
連結実質赤字比率	－％ (△19.59%)

○ 算定方法

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・連結実質赤字額：（ア）と（イ）の合計額が（ウ）と（エ）の合計額を超える場合の当該超えた額

（ア）一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

（イ）公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

（ウ）一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

（エ）公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

※参 考

一般会計からの繰出金の状況

（単位：千円）

会 計 名	基準内繰出	基準外繰出	合 計
国民健康保険特別会計	4,005,651	0	4,005,651
介護保険特別会計	6,954,174	0	6,954,174
後期高齢者医療特別会計	1,243,096	0	1,243,096
水道事業会計	14,081	0	14,081
病院事業会計	2,327,859	172,141	2,500,000
下水道事業会計	2,207,874	642,126	2,850,000
公設地方卸売市場事業特別会計	29,092	22,274	51,366
松戸都市計画事業新松戸駅 東側地区土地区画整理事業 特別会計	0	241,123	241,123
相模台地区土地区画整理事業 特別会計	0	78,819	78,819
計	16,781,827	1,156,483	17,938,310

・基準内繰出とは

「地方公営企業繰出金について」（総務省自治財政局長通知）に基づき一般会計が負担する経費

・基準外繰出の主なもの

病院事業会計・・・職員退職給付引当金に要する経費

下水道事業会計・・・公債費の一部

公設地方卸売市場事業特別会計・・・市場使用料の一部補てん分

3. 実質公債費比率

一般会計等が負担する市債の元利償還金に準元利償還金を含めた実質的な公債費の、標準財政規模に対する割合で、借金返済に要する財政負担の度合いを示すものです。

一般会計の公債費は、当然、一般会計の義務的な負担となりますが、水道事業会計など他会計の公債費の支出に対して一般会計から繰出す経費も含め実質的に一般会計が負担する公債費を捉える必要があります。

また、実質公債費比率は、各年度で算出したものの3か年平均値で表すこととなります。

松戸市の令和7年度決算における実質公債費比率は、2.4%となっています。

○ 算定基礎数値

(単位：千円)

区 分 \ 年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
地方債の元利償還金	11,320,115	11,367,806	11,919,569
準元利償還金	3,441,238	3,357,038	3,066,726
元利償還金又は準元利償還金に 充てられる特定財源	3,712,095	3,799,181	4,344,751
算入公債費及び算入準公債費	9,133,044	8,719,582	8,313,272
標準財政規模	95,295,431	98,108,710	101,126,448
実質公債費比率 (単年度)	2.2%	2.4%	2.5%
実質公債費比率 (3か年平均)	2.4%		

○ 算定方法

$$\begin{aligned}
 \text{実質公債費比率} &= \frac{\begin{aligned} &(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - \\ &(\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}}{\begin{aligned} &\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}} \\
 &\text{の3か年平均}
 \end{aligned}$$

※準元利償還金：（ア）から（オ）までの合計額

- （ア） 満期一括償還地方債について、償還期間を 30 年とする元金均等年賦償還とした場合における 1 年当たりの元金償還金相当額
- （イ） 一般会計等から一般会計以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- （ウ） 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- （エ） 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- （オ） 一時借入金の利子

4. 将来負担比率

一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を指標化し、負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

一般会計が将来支払っていく負債には、地方公共団体の長期借入金である地方債の残高や退職手当、債務負担行為などの将来の支払いを約束したもののほか、公営事業等の他会計の地方債残高のうち一般会計が負担するもの、更には、第三セクターのうち地方公共団体が損失補償をしているものについても、第三セクターの経営状況によっては、将来その債務を負担することもあるため一般会計の実質的な将来負担を捉える必要があります。

松戸市の令和7年度決算における将来負担比率は、23.1%となっています。

○ 算定基礎数値

（単位：千円）

区 分	金 額	備 考
一般会計等に係る地方債現在高	122,622,299	
債務負担行為に基づく支出予定額	2,012,855	小学校冷房化事業 中学校冷房化事業等
公営事業等に係る地方債の償還に充てるための一般会計等繰入見込額	38,063,171	水道事業 病院事業 下水道事業等
組合等が起こした地方債の償還に係る一般会計等負担見込額	0	
退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	19,167,295	2,746人

設立法人の負債の額等に係る一般会計負担見込額	0	
連結実質赤字額	0	
組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	0	
地方債の償還額等に充当可能な基金の現在高の合計額	27,863,505	財政調整基金 土地開発基金等
地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入	41,714,068	都市計画税 住宅使用料
地方債の償還に要する経費として基準財政需要額に算入が見込まれる額	90,759,301	
標準財政規模	101,126,448	
算入公債費及び算入準公債費	8,313,272	
将来負担比率	23.1%	

○ 算定方法

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

・ 将来負担額：(ア) から (ク) までの合計額

- (ア) 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- (イ) 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
- (ウ) 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還金に充てる一般会計等からの繰入見込額
- (エ) 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

(オ) 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち一般会計等の負担見込額

(カ) 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等負担見込額

(キ) 連結実質赤字額

(ク) 組合等の連結実質赤字相当額のうち一般会計等の負担見込額

・ 充当可能基金：(ア) から (カ) までの償還額等に充てることができる地方自治法第 241 条の基金

5. 資金不足比率

公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入に対する割合で、経営状況の深刻度を示すものです。

この比率が高いほど累積された資金不足が生じることになります。

松戸市の令和7年度決算における資金不足比率は、各企業とも資金不足は生じていませんので資金不足比率欄は、「— %」で表示しています。

なお、参考といたしまして資金不足比率欄の（ ）内に剰余額の割合を△で表示しました。

○ 算定基礎数値

地方公営企業法適用企業

(単位：千円)

	水道事業会計	病院事業会計	下水道事業会計
流動負債	490,843	3,000,753	1,084,318
流動資産	1,403,419	7,434,711	4,547,032
資金不足額 (剰余額)	(912,576)	(4,433,958)	(3,462,714)
事業規模	1,242,002	20,640,141	6,793,273
資金不足比率	— % (△73.4%)	— % (△21.4%)	— % (△50.9%)

地方公営企業法非適用企業

(単位：千円)

	公設地方卸売 市場事業特別会 計	松戸都市計画事業新松 戸駅東側地区土地区画 整理事業特別会計	相模台地区土地区画 整理事業特別会計
歳出総額	96,974	1,913,147	78,824
歳入総額	100,482	1,961,095	79,824
翌年度へ繰り 越すべき財源	0	46,948	0
資金不足額 (剰余額)	(3,508)	(1,000)	(1,000)
事業規模	43,353	2,279,312	301,200
資金不足比率	— % (△8.0%)	— % (0%)	— % (△0.3%)

※資金不足額（ ）は、剰余額を表します。

○ 算定方法

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

- ・ 資金不足額： 資金不足額（法非適用企業）＝
（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改
良費等以外の経費の財源に充てるために起こした
地方債現在高）－解消可能資金不足額

資金不足額（法適用企業）＝
（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に
充てるために起こした地方債現在高－流動資
産）－解消可能資金不足額

- ・ 事業規模： 事業規模（法非適用企業）＝
営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に
相当する収入の額

事業規模（法適用企業）＝
営業収益の額－受託工事収益の額

※宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、
「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資
本及び負債の合計額。